

◆ 福祉局（地域福祉課・施設運営指導課・障がい者保健福祉課）

< 地域福祉課 >

- 地福一 1 北海道福祉人材センターをご活用ください
- 地福一 2 生活福祉資金をご利用ください
- 地福一 3 臨時特例つなぎ資金をご利用ください
- 地福一 4 障がい者等用駐車スペースの適正利用について
- 地福一 5 北海道福祉のまちづくり資金 ― 建築物のバリアフリー整備に融資します ―
- 地福一 6 福祉読本「ちいちゃんとたっくん」の活用について
- 地福一 7 高齢者・障がい者のための住宅改造について
- 地福一 8 地域福祉生活支援センターについて
- 地福一 9 保育士の登録手続きをしましょう
- 地福一 10 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談員
- 地福一 11 ボランティアセンターのご案内
- 地福一 12 「臨時福祉給付金（経済対策分）」のご案内
- 地福一 13 福祉教育アドバイザーの派遣について

< 施設運営指導課 >

- 施運一 1 福祉サービスの利用に関する苦情はありませんか？

< 障がい者保健福祉課 >

- 障がい一 1 障がいのある方への手帳交付のご案内
- 障がい一 2 「身体障害者補助犬法」に理解と協力を
- 障がい一 3 ～ご存知ですか？高次脳機能障がい～
- 障がい一 4 こころの健康だいじょうぶ？ ～3月は自殺対策強化月間です～
- 障がい一 5 北海道障がい者条例を平成22年4月から全面施行しました。
- 障がい一 6 障がいのある方々の就労を支援します
～ 障害者就業・生活支援センターをご利用ください ～
- 障がい一 7 障害福祉サービス等の対象となる難病等が見直されました。
- 障がい一 8 障がいのある方を虐待から守るために
- 障がい一 9 障がいのある方への差別をなくすために
- 障がい一 10 身体障害者手帳をお持ちの皆様へ
- 障がい一 11 発達障がいを知ってください
- 障がい一 12 『障害者差別解消法 道民フォーラム in 函館』の開催について

地福－１ 北海道福祉人材センターをご活用ください

北海道福祉人材センターと福祉人材バンクでは、社会福祉施設などへの求職の登録・あっせんや相談を行っていますのでご利用ください。

【問い合わせ先】

- ・北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7内
電話 011-272-6662
FAX 011-272-6663
- ・函館市社会福祉協議会 函館市福祉人材バンク
〒040-0063 函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター内
電話 0138-23-8546
FAX 0138-23-2224
- ・旭川市社会福祉協議会 旭川市福祉人材バンク
〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール内
電話 0166-23-0138
FAX 0166-23-0746
- ・釧路市社会福祉協議会 釧路市福祉人材バンク
〒085-0011 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター内
電話 0154-24-1686
FAX 0154-24-3762
- ・帯広市社会福祉協議会 帯広市福祉人材バンク
〒080-0847 帯広市公園東町3丁目9番地1 帯広市グリーンプラザ内
電話 0155-27-2525
FAX 0155-25-2943
- ・北見市社会福祉協議会 北見市福祉人材バンク
〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内
電話 0157-22-8046
FAX 0157-22-8044
- ・苫小牧市社会福祉協議会 苫小牧市福祉人材バンク
〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号 苫小牧市民活動センター内
電話 0144-32-7111
FAX 0144-34-8141

地福－２ 生活福祉資金をご利用ください

収入が少なく、生活にお困りの方や介護の必要なお年寄り、障がいのある方などが、安心して生活し、自立や社会参加をするために必要な資金をお貸ししています。

【貸付資金の種類】

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金
※貸付限度額・貸付利率などの貸付条件は資金の種類によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、民生委員・児童委員にご相談ください。

地福－３ 臨時特例つなぎ資金をご利用ください

離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費をお貸ししています。

【貸付限度額】

10万円以内

【利用できる方】

住居のない離職者であって次のいずれにも該当している世帯

- (1) 離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、生活保護、住宅手当、訓練・生活支援給付等）または公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されている人であり、かつ当該給付までの生活に困窮していること。
- (2) 金融機関の口座を有していること（借入申込者名義）

【貸付の条件】

- ・ 償還期間 公的給付金または貸付金の交付を受けたときから1月以内
- ・ 貸付利子 無利子
- ・ 連帯保証人 不要

詳しくは、今後居住予定の市町村社会福祉協議会へご相談ください。

地福－4 障がい者等用駐車スペースの適正利用について

店舗などの駐車場にある障がい者等用駐車スペースは、車の乗り降りや歩行が困難な方の専用スペースです。

このスペースは、車いすを使用している方などが乗り降りできるように、普通のものより広めにつくられ、建物の出入口に近い便利な場所にあります。

しかしながら、「心ないドライバーによる障がい者等用駐車スペースへの駐車により、障がいのある方々の利用に支障をきたしている。」という声が寄せられています。

本当に必要な方がいつでも利用できるように、障がい者等用駐車場への迷惑駐車はやめましょう。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

地福－5 北海道福祉のまちづくり資金 — 建築物のバリアフリー整備に融資します —

道では、障がいのある方やお年寄り、妊産婦の方々をはじめ道民の誰もが安心して快適に生活できる「福祉のまちづくり」を進めるため、民間の建築物等について、「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿って整備するために必要な資金を低利で融資しています。

1 融資対象者

- (1) 道内において、公共的施設（条例の対象施設）の整備を行う民間事業者の方
（対象施設）
小売店、百貨店、スーパーマーケット、食堂、レストラン、旅館、ホテル、
理容院、美容院、映画館、卸売市場、工場、火葬場、
共同住宅等（グループホームやサービス付き高齢者向け住宅も可）等
- (2) 取扱金融機関の貸付審査基準に適合した方
（取扱金融機関）
北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道内の信用金庫及び信用組合

2 融資金額

1億円以内（10万円単位）

※新築又は増改築等 → 工事費の70%以内

一部改修等 → 条例の基準に基づく整備に要する工事費

3 融資利率

融資期間別固定金利				変動金利 (3年超)
3年以内	5年以内	7年以内	15年以内	

1. 4%	1. 6%	1. 8%	2. 0%	1. 4%
-------	-------	-------	-------	-------

※ 平成29年4月1日現在（金利は金融情勢等により変更する場合があります。）

- 4 融資期間
15年以内（据置期間2年以内を含む）
- 5 担保・保証人等
取扱金融機関の定めるところによります。
- 6 返済方法
取扱金融機関の定めるところによります。なお、条例や上記の融資制度については、北海道のホームページでもご覧になれます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/sikin.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

各振興局社会福祉課

地福－6 福祉読本「ちいちゃんとたっくん」の活用について

高齢者や障がい者をはじめ、すべての道民が建築物、道路、公園などの公共的施設を円滑に利用することができる福祉のまちづくりを、道、事業者及び道民が一体となって進めるため、「北海道福祉のまちづくり条例」を平成10年4月1日から施行しています。

福祉のまちづくりの推進のため、次代を担う子供たちを対象に、障がい者や高齢者などに対するやさしい心を育み、福祉のまちづくりに対する理解を深めるため、福祉読本及び活用事例集を作成し、道内の小学校などに配布し、その活用をお願いしています。

また、NPO市民教育交流の会の全面的な協力で、この福祉読本の英訳版“CHII & TAKU”をホームページに掲載していますので、ご覧ください。

- 1 図書名
「ちいちゃんとたっくん ～みんなが幸せにくらせるまちに～」
- 2 配布先
道内の各小学校
- 3 対象の児童
小学5年生
なお、条例や福祉読本については北海道のホームページでもご覧になれます。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/chii_taku/chii-chan.htm

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

地福－7 高齢者・障がい者のための住宅改造について － 住み慣れた家で安心して暮らし続けるための住宅改造 －

高齢者や障がい者が住み慣れた家や町で安心して暮らし続けていくためには、住宅が本人や介護する家族にとって使いやすいものでなくてはなりません。

北海道は、「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、住宅改造をしたいと考えている皆様や高齢者・障がい者の住宅改造を支援したいと考えている市町村を応援しています。

【高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業】

住民に実際の住宅改造のニーズがあり、かつ住宅改造の支援体制づくりを検討している市町村等に対し、建築士、理学療法士、作業療法士、看護師からなる専門家チームを派遣します。

専門家チームは、地元の支援チームと一緒に改造計画の立案、改造結果の評価などを行いながら住宅改造支援システムの立ち上げを支援するとともに、支援チームが皆様のお宅を訪問し、住宅改造のご相談に応じます。

なお、この事業については北海道のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/jyutaku/jyutakukaizou.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

地福－8 地域福祉生活支援センターについて

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々が、権利を侵されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活が送れるよう、北海道社会福祉協議会が実施主体となって「地域福祉生活支援センター」を開設し、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等のサービスを提供する事業を実施しています。

「地域福祉生活支援センター」は、北海道社会福祉協議会と北海道社会福祉協議会から事業を受託している市町村社会福祉協議会で構成され、それぞれに配置されている自立生活支援専門員が、相談、調査、支援計画の策定、契約の締結までの業務を行い、実際の援助は地域の生活支援員が行います。

具体的援助内容は、次のとおりです。

【援助内容】

(1) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供・助言
- ・福祉サービスの利用手続きの援助（申込み手続きの同行、代行、契約締結）
- ・福祉サービスの利用料の支払いなど

(2) 日常的な金銭管理サービス

- ・年金、手当の受領確認
- ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
- ・通帳、権利証等の保管など

【サービス利用料】

相談や具体的な支援計画の策定にかかる費用は無料ですが、生活支援員による援助にかかる費用は、原則として利用者に負担していただくことになっています。

○サービス利用料・・・1回（1時間程度）1,200円＋生活支援員の交通費（実費）

（生活保護を受けている方は、公費補助があるので無料です。）

※銀行の貸金庫使用などの場合は、実費をいただきます。

【地域福祉生活支援センター所在地】

北海道地域福祉生活支援センターのホームページ「相談窓口」に掲載されています。

「相談窓口」 http://www.dosyakyo.or.jp/chiki_seikatsushien/window.html

【問い合わせ先】

詳しくは北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会内）へお問い合わせください。

電話 011-290-2941

FAX 011-271-0459

地福－9 保育士の登録手続きをしましょう

児童福祉法の一部改正により、平成15年11月29日から保育士資格の登録制度が施行されました。

この改正は、保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があること、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていること等に対応するため、保育士資格を児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改め、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定を整備したものです。

保育士として業務を行うためには、都道府県知事に登録する必要があり、都道府県知事から保育士証が交付されて初めて保育士として名乗ることができます。

保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録する必要性はなく、登録をしなくても、資格がなくなるわけではありません。

ただし、今後保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就くまでに登録をしておく必要があります。

【登録先】

指定保育士養成施設卒業者 → 申請時点の住所地の都道府県知事
保育士試験合格者 → 合格地の都道府県知事

【申請先】

登録先は上記のとおりですが、登録申請は、登録事務処理センターに郵送してください。

【登録申請時の提出書類】

- (1) 保育士登録申請書
- (2) 次のいずれか1つの書類
 - ・ 保育士（保母）資格証明書
 - ・ 指定保育士養成施設卒業証明書
 - ・ 保育士試験合格通知書
 - ・ 保育士試験一部科目合格証明（通知）書
- (3) 郵便振替払込受付証明書

※なお、婚姻等により氏名が上記(2)の書類と異なる方は、上記書類のほか、戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書が必要となります。

【登録手数料】

4, 200円

【申請の方法】

下記の所から「保育士登録の手引き」を入手し、申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、申請してください。

【保育士登録の問い合わせ先】

登録事務処理センター

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6階

登録案内専用電話：03-3262-1080

（肉声案内は祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで、音声案内は終日）

ホームページ：<http://www.hoikushi.jp/>

地福－10 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談員

民生委員・児童委員は、みなさんの暮らしを応援するために、国から委嘱され地域で活動する身近な相談員です。

また、子どものことを専門に担当し活動する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することになっており、道内では、約12,000名（平成26年3月末現在）の方が、それぞれの地域で活動をしています。

日常生活での悩みごとや福祉サービス等の相談、地域での見守り、訪問活動など、皆さんの暮らしに関わる福祉活動に努めています。

また、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。

〔活動例〕

- ・ お年寄りや障がいのある方の見守りや支援
- ・ 育児や虐待などに関する相談や支援
- ・ 福祉サービスの窓口の相談や情報の提供
- ・ 生活に困窮されている方の生活相談
- ・ 相談内容により関係機関との連絡・連携

【問い合わせ先】

あなたの地域の担当民生委員・児童委員の氏名連絡先などは、最寄りの福祉事務所・町村役場の福祉担当課にお問い合わせください。

関連サイト 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟ホームページ

<http://www.dominjiren.or.jp/>

地福－１１ ボランティアセンターのご案内

－ ボランティアセンターはボランティア活動のサポーター －

【ボランティアセンターに行ってみよう！】

ボランティアセンターがあなたの住むまちにあることをご存知でしょうか。
専門の職員が、あなたにピッタリあったボランティア活動をアドバイスします。
ボランティアに興味を持っている人、一度、お近くのボランティアセンターを訪ねてみませんか。

〈ボランティアセンター所在地〉

- 道内の１７９市町村内にある社会福祉協議会
※札幌市では、各区（１０区）にある社会福祉協議会

【みんなでつくるボランティアセンター】

ボランティアセンターは、住民の方々の要望によりつくられたボランティア活動をするための情報発信基地です。

人が集い、情報が集まるセンターとして育てていきませんか。

〔ボランティアセンターの５つの機能〕

- 1 ボランティア相談、情報の提供
ボランティアセンターでは、活動先の紹介や地域の状況などボランティアに関する様々な情報を提供し、あなたの活動相談にアドバイスをします。
- 2 ボランティア講座・研修の実施
今すぐにボランティア活動をはじめるとためらいを感じる方のために、ボランティア入門講座や体験コーナーなど楽しい企画を用意しています。
- 3 ボランティアの活動希望者と援助希望者のマッチング（需給調整）
ボランティア活動をしたい人とボランティアによる援助を求めている人をつなぎます。
ボランティアセンターでは、より需給調整をしやすくするため、活動希望者に対し、ボランティア登録を受け付けています。
- 4 ボランティアグループ活動の応援（連絡調整）
活動に必要な機材やミーティングスペース、ボランティアボックス等の貸し出しなど、各種活動の相談を行っています。
- 5 調査・研究、ボランティア保険の窓口
ボランティア活動に関する課題や、地域の参加意識などの調査や研究活動をはじめ、「ボランティア保険」などを取り扱っています。
自分達の住んでいる身近なところから、ボランティア活動を通してやさしさに触れ、新たな自分を発見してみませんか。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

地福－１２ 「臨時福祉給付金（経済対策分）」のご案内

１ 「臨時福祉給付金（経済対策分）」について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として平成26年度、平成27年度、平成28年度と実施されてきた臨時福祉給付金について、8%から10%への消費税率引き上げが2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分が一括して支給されます。

（１）支給対象者

平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

ただし、市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

（２）支給額

支給対象者1人につき 1万5千円

（３）申請手続について

○申請先は、基準日（平成28年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

○申請・支給手続については、今後、各市町村において準備が進められます。

各市町村のホームページ、広報誌等のほか、各市町村にお問い合わせください。

２ 配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により基準日（平成28年1月1日）時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、今お住まいの市町村に申し出ていただくことにより、次のような措置を受けることができる場合があります。詳しくは、今実際にお住まいの市町村にご相談ください。

（１）手続の完了後は、配偶者等から、申出を行った方の臨時福祉給付金の代理申請はできなくなります。

（２）住民登録を行っている市町村ではなく、今実際にお住まいの市町村に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます。

<参考>

厚生労働省ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

地福－１３ 福祉教育アドバイザーの派遣について

児童生徒の福祉や介護に関する理解を深めるため、学校に「福祉教育アドバイザー」を派遣し、車いすや高齢者疑似体験セットを使った体験学習や心のバリアフリーを促進する講話など、福祉の授業の実施を支援します。

１ 福祉教育アドバイザーの派遣対象

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

２ 福祉教育アドバイザーが支援する主な活動内容

- ・車いすを使用した体験授業
- ・高齢・身体障がい疑似体験セットを使用した体験授業
- ・視覚障がい・心の健康に関する授業
- ・福祉に関する講話
- ・手話に関する講話及び体験授業
- ・盲導犬に関する体験授業

※ 体験授業に使用する車いす等は、原則、申請校で御用意していただいております。各地域の市町村社会福祉協議会では、車いす等の貸し出しを行っている場合がありますので、必要に応じて申請校から相談を受けていただいております。

- 3 福祉教育アドバイザーの派遣に要する経費
福祉教育アドバイザーの派遣に要する経費（謝金・旅費）は、北海道が負担します。
- 4 福祉教育アドバイザー
大学教授、障がい当事者
北海道盲導犬協会、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道作業療法士会、北海道精神保健福祉士協会、北海道ろうあ連盟 などの関係団体にご協力いただき、道内各地区で福祉に関係する方を福祉教育アドバイザーとして登録しています。
- 5 申請の流れ等については、北海道のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/adviser/adviser.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

電話 011-204-5268

FAX 011-232-4070

施運-1 福祉サービスの利用に関する苦情はありませんか？
- 北海道福祉サービス運営適正化委員会のご案内について -

福祉サービスの利用者・家族等の方々が、サービスを受けていて感じる不満、要望、苦情をうかがい、解決のお手伝いを通して、福祉サービスの利用者の方々の権利擁護を目的とした窓口です。

○ 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」とは

社会福祉法第83条に基づき、社会福祉法人北海道社会福祉協議会に設置された公正・中立な立場の第三者機関です。

委員は、社会福祉に関する学識経験を有する大学教授、社会福祉士、弁護士や医師など12名から構成され、選任に当たっては、選考委員会の同意を得ており、公正性・中立性の確保を図っております。

北海道福祉サービス運営適正化委員会は「福祉サービス利用援助事業の事業全般の運営監視並びに苦情解決事業」と「福祉サービスに関する苦情解決事業」を行っています。

○ 福祉サービス利用援助事業の事業全般の運営監視事業とは

北海道内の地域福祉生活支援センター等における福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業等）の適切な運営の確保のため事業全般の運営監視を行い、必要に応じて助言・現地調査又は勧告を行います。

○ 福祉サービスに関する苦情解決事業とは

福祉サービスの利用者やその家族の方などから申し出があった苦情に関し、相談・助言を行い、必要がある場合は福祉サービスの事業者などに対する事情調査や苦情の解決のためのあっせんなどを行います。

さらに、虐待や法令違反のおそれがあるような場合は、北海道知事に対し、速やかに通知し、人権が救済されるようにします。

具体的な苦情の内容としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情

苦情申し出によって知り得た秘密はかたく守り、また相談費用もかかりませんので、安心してご利用ください。

○ 相談日

月～金曜日 午前9時～午後5時

ただし、FAX・Eメールによる受付は24時間対応です。

【問い合わせ先】

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 5F

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会内「北海道福祉サービス運営適正化委員会」

専用電話 011-204-6310
FAX 011-204-6311
Eメール tekisei@vesta.ocn.ne.jp

障がいー1 障がいのある方への手帳交付のご案内

障がいのある方に対する手帳制度をご利用ください。

手帳には、障がいの内容によって、身体障害者手帳・療育手帳（知的障害者）・精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）の3種類があります。

【手帳の窓口】

市福祉事務所・町村役場の障がい者福祉担当窓口（通院医療費公費負担の窓口も同じです）

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課基盤グループ（身体障害者手帳・療育手帳（知的障害者））

電話 011-204-5264

FAX 011-232-4068

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健グループ（精神障害者保健福祉手帳）

電話 011-204-5279

FAX 011-232-4068

障がいー2 「身体障害者補助犬法」に理解と協力を

障がいのある方の日常生活を支援する補助犬については、盲導犬が一般に知られていますが、手や足などに障がいのある方の日常生活を補助する介助犬や聴覚に障がいのある方の日常生活を補助する聴導犬については、実働頭数が少数であることや、法的な位置付けがなかったことなどから、まだ十分知られておらず、公共的施設や公共交通機関等への同伴が円滑に受け入れられていない状況にありました。

このため、補助犬の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、良質な補助犬の育成と普及、補助犬を同伴した障がいのある方の公共的施設、公共交通機関等の利用円滑化をめざし、「身体障害者補助犬法」が平成14年10月1日から施行されました。

また、平成15年10月からは、公共的施設に限らず、ホテルやスーパー、レストランなど不特定多数が利用する施設でも、補助犬の同伴を拒んではならないこととされています。

補助犬は、他人に迷惑を及ぼさないように十分に訓練され、また、盲導犬・介助犬・聴導犬であることがわかるように表示もされています。平成19年12月からは、障がい者雇用の職場で補助犬の受入れが義務化されるなど法改正がなされました。

障がいのある方たちの自立や社会参加を促進するために補助犬に対する理解を深め、様々な場所で補助犬の同伴が受け入れられるよう、道民の皆さんの積極的な取組をお願いします。

※身体障害者補助犬とは、障がいのある方の日常生活を支援する盲導犬、介助犬及び聴導犬の3種類をいいます。

1 盲導犬

視覚障がいにより日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、歩道進行上の障害物を避けて通るよう誘導したり、交差点や信号、ドアを見つけるなどの仕事を行います。

2 介助犬

肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、物を拾い上げて運搬したり、着替えを助けるなどの仕事を行います。

3 聴導犬

聴覚障がいにより日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、ブザーの音や電話の呼出音などを聞き分けて必要な情報を伝えたり、音源に誘導するなどの仕事を行います。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加グループ

電話 011-204-5278

FAX 011-232-4068

障がいー3 ～ご存知ですか？高次脳機能障がい～

見えない障がいに気づいたら

～ご存知ですか？高次脳機能障がい～

その方達は、見えないSOSを発しています！

「見た目ではわかりません」
交通事故で意識不明になったり、脳の病気になった方の中には、身体が回復した後も、次のような症状で悩んでいる方がいます

1 高次脳機能障がいとは (画像リンク)

※引用：名古屋総合リハビリテーションセンター高次脳障がいパンフレット

2 主な高次脳機能障がいの原因

- (1) 脳血管障害によるもの
脳出血 くも膜下出血 脳梗塞 脳血栓など
- (2) 外傷(頭部外傷)によるもの
交通事故 高いところからの転落 スポーツ中の転倒など
- (3) その他
脳炎 低酸素脳症 脳腫瘍など

3 高次脳機能障がいの主な症状

主な障がい	具体的な症状
記憶障害	物の置き場所を忘れていたり、新しい出来事を覚えていられないために何度も同じこと繰り返し質問したりする。
注意障害	ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。ふたつのことを同時にしようとするとうと混乱する。
遂行機能障害	自分で計画を立ててもものごとを実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。
病識欠落	自分が障がいを持っていることに対する認識がうまくできない。障がいがないかのようにふるまったり、言ったりする。
社会的行動障害	意欲の低下。すぐに怒ったり笑ったりし、感情のコントロールが低下する。すぐに他人を頼るなど依存性が強くなる。無制限に食べるなど欲求のコントロールが低下する。

4 診療科について

高次脳機能障がいを疑うときは、リハビリテーション科、精神科、脳神経外科、神経内科、などを受診してください。

手足の麻痺は誰の目にも明らかな障がいとして認められやすいものですが、認知機能や情動機能の障がいは外見上気づきにくい障がいです。
そのため、国は平成13年からモデル事業を実施し、高次脳機能障がいをもつ方がリハビリテーションや生活訓練等のサービス利用がしやすい環境を整えるために、平成16年3月に「診断基準」を作成しています。
診断基準等各種情報については、高次脳機能障害情報・支援センター(国立身体障害者リハビリテーションセンター)のホームページをご覧ください。
http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

5 高次脳機能障がいがある方が利用できるサービス

高次脳機能障がいがある方は、その障がいの程度や状態により「身体障害者手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の該当となる場合があります。また、障害者総合支援法に基づき、サービスの利用を申請することができます。
詳しくは、お近くの保健所へお問い合わせください。

【道内の保健所等一覧】

名称	電話番号	名称	電話番号
道立精神保健福祉センター	011-864-7121	道立心身障害者総合相談所	011-613-5401

渡島保健所	0138-47-9547	江差保健所	01395-2-1053
八雲保健所	0137-63-2168	江別保健所	011-383-2111
千歳保健所	0123-23-3175	倶知安保健所	0136-23-1957
岩内保健所	0135-62-1537	岩見沢保健所	0126-20-0121
滝川保健所	0125-24-6201	深川保健所	0164-22-1421
室蘭保健所	0143-24-9847	苫小牧保健所	0144-34-4168
浦河保健所	0146-22-3071	静内保健所	0146-42-0251
上川保健所	0166-46-5992	名寄保健所	0165-43-3121
富良野保健所	0167-23-3161	留萌保健所	0164-42-8327
稚内保健所	0162-33-3704	北見保健所	0157-24-4137
網走保健所	0152-41-0698	紋別保健所	0158-23-3108
帯広保健所	0155-21-9110	釧路保健所	0154-22-1233
根室保健所	0153-23-5161	中標津保健所	0153-72-2168
函館市障がい保健福祉課	0138-21-3077	小樽市保健所	0134-22-3110
旭川市保健所	0166-25-6364	札幌市保健所	各区保健センターへ

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健グループ

電話 011-204-5279

道立精神保健福祉センター

電話 011-864-7121

道立心身障害者総合相談所

電話 011-613-5401

障がいー４ こころの健康だいじょうぶ？

我が国における自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成22年から5年連続で3万人を下回り、平成27年は23,152人でした。本道における自殺者数も平成20年の1,546人をピークに減少傾向にあり、平成27年は1,045人でした（以上、厚生労働省人口動態統計）。

このように自殺者数は近年は減少傾向にあるものの、依然として毎年多くの方々が自殺により命を失っていることから、より一層自殺者数を減らしていくためには、道民一人ひとりが自殺予防について理解を深め、実践（気づき・耳をかたむけ・つなぎ・見守る）していくことがとても重要です。

このため、自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することを目的に、毎年9月の「自殺予防週間」及び3月の「自殺対策強化月間」を中心に、各種広報媒体による啓発活動を推進することとしております。こうした啓発活動等を通じて、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について理解の促進を図っていきます。

こうした普及啓発活動の一方で、道内の保健所では、こころの不調を訴える方々が気軽に相談できる場として、通年で相談窓口を設けているほか、「いのちの電話」では電話による相談を24時間受け付けております。

【道内の保健所等一覧】

名称	電話番号	名称	電話番号
道立精神保健福祉センター	011-864-7000	道立心身障害者総合相談所	011-613-5401
渡島保健所	0138-47-9547	江差保健所	01395-2-1053
八雲保健所	01376-3-2168	江別保健所	011-383-2111
千歳保健所	0123-23-3175	倶知安保健所	0136-23-1957
岩内保健所	0135-62-1537	岩見沢保健所	0126-20-0121
滝川保健所	0125-24-6201	深川保健所	0164-22-1421
室蘭保健所	0143-24-9847	苫小牧保健所	0144-34-4168
浦河保健所	0146-22-3071	静内保健所	0146-42-0251
上川保健所	0166-46-5992	名寄保健所	0165-43-3121
富良野保健所	0167-23-3161	留萌保健所	0164-42-8327
稚内保健所	0162-33-3704	北見保健所	0157-24-4137
網走保健所	0152-42-0698	紋別保健所	0158-23-3108

帯広保健所	0155-21-9110	釧路保健所	0154-22-1233
根室保健所	0153-23-5161	中標津保健所	0153-72-2168
市立函館保健所	0138-32-1534	小樽市保健所	0134-22-3110
旭川市保健所	0166-25-6364	札幌市保健所	各区保健センターへ
北海道 いのちの電話	011-231-4343 (相談専用)	旭川 いのちの電話	0166-23-4343 (相談専用)

* 「こころの健康だいじょうぶ？」パンフレットは北海道精神保健福祉センターのホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健グループ

電話 011-204-5279

FAX 011-232-4068

障がいー5 北海道障がい者条例を平成22年4月から全面施行しました。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

条例は、道民のみなさんに知って、活用していただくことで各地域に根つき生きたものとなります。みんなで、この条例を「障がい者が暮らしやすい地域＝誰もが暮らしやすい地域」づくりを進めるための「道具」として活用しましょう。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます

地域で暮らす障がいのある方の困りごとをしっかりと受けとめ、ニーズに沿った支援につなげるための地域における支援体制づくりなどを進めようとする市町村の取組みの指針となる「地域づくりガイドライン」を作成しました。

また、専門的な立場から、市町村の取組を支援する「地域づくりコーディネーター」を障がい福祉計画の21の圏域ごとに配置しています。

2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します

地域で働くことに挑戦しようとする障がい者やその障がい者を支える企業、障害福祉サービス事業所などを応援するため、「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく様々な取組を進めます。

3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

「地域づくり委員会」を14圏域ごとに設置し、障がいのあることを理由とした虐待や差別、市町村だけでは解決の困難な様々な暮らしづらさについて、中立公平な立場から関係者との話し合いや必要があれば立入調査、改善指導などを行うことにより、これらの解消に努めます。

詳しくはこちらをご覧ください。

■ [障がい者条例の概要 \(Word\)](#)

■ [障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 \(Word\)](#)

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ

電話 011-231-4111 (内線25-724)

FAX 011-232-4068

障がいー6 障がいのある方々の就労を支援します

～ 障害者就業・生活支援センターをご利用ください ～

障害者就業・生活支援センターでは、就職や職場への定着などの就業についての相談・支援と就業に伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。このセンターは、知事が指定する社会福祉法人が運営しており、次のとおり道内11カ所に設置されています。

相談は無料です。障がいのある方ご本人やその家族などのほか、障がいのある方を雇用する企業からの相談も受け付けておりますので、まずはお近くのセンターまでお問い合わせください。

◆支援例

- 就職活動の支援（職場実習のあっせん、ハローワークへの同行など）
- 生活習慣、健康管理、金銭管理などの助言
- 障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言

センター名	所在地	電話番号	FAX番号
ひびき	美唄市東6条南1丁目5番1号	0126-66-1077	0126-66-1072
のいける	石狩市花畔2条1丁目9-1 北ガスプラザ石狩2階	0133-76-6767	0133-76-6781
たすく	札幌市北区北7条西1丁目1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000	011-802-6152
ひろば	小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階	0134-31-3636	0134-24-2455
すて〜じ	伊達市舟岡町334番地9 あい・ぷらざ	0142-82-3930	0142-82-3933
すてっぷ	函館市石川町41番3号	0138-34-7177	0138-34-5545
きたのまち	旭川市宮前通東4155番地30 おびった1階	0166-38-1001	0166-38-1002
いきぬき	名寄市西1条南7丁目角館商会ビル3階	01654-2-6168	01654-2-6168
あおぞら	北見市大通り西2丁目1番地まちきた大通ビル5階	0157-69-0088	0157-69-0087
だいち	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階	0155-24-8989	0155-24-8989
ぷれん	釧路市双葉町17番地18号	0154-65-6500	0154-65-6470

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加グループ

電話 011-231-4111（内線25-729）

FAX 011-232-4068

経済部労働局雇用労政課就業支援グループ

電話 011-231-4111（内線26-461）

FAX 011-232-0159

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

電話 011-709-2311（内線3684）

FAX 011-738-1062

障がいー7 障害福祉サービス等の対象となる難病等が見直されました。

障害者総合支援法の対象となる難病等の見直しが行われ対象となる疾病が332から358へ拡大されました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

- 対象者 対象疾患による障がいがある方々

※対象疾患は次の厚生労働省HPで確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.html

- 手続き 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証）を持参の上、お住まいの市（区）町村担当窓口へ支給を申請してください。

その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。（利用者負担があります。）

なお、障害支援区分の認定によっては対象とならない場合がありますので、市（区）町村担当窓口で御確認ください。

- 利用できるサービス等

- ・ 障害福祉サービス

	サービスの種類	サービスの内容
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
	障害者支援施設での夜間 ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
訓練 等 給付	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

・ 地域生活支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がいのある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う事業。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度利用に要する費用を補助する事業。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通(コミュニケーション)を図ることに支障がある人等に対して、手話通訳や要約筆記等を行う者を派遣する事業。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいがある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人等に対し、外出のための支援を行う事業。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。

※ このほか、市町村の判断により、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行っています。

- ・ 補装具
障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。
車椅子、歩行器、重度障害者意思伝達装置など。

【問い合わせ先】

- ・ お住まいの市（区）役所、町村役場
- ・ 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課計画推進グループ
電話 011-204-5277
FAX 011-232-4068

障がいー 8 障がいのある方を虐待から守るために

平成24年10月に、障がいのある方への虐待の防止や家族などに対する支援をするための法律、障害者虐待防止法ができました。

障がいのある方ご自身が虐待を受けたり、周りに虐待を受けている障がいのある方を見かけた場合は、すぐにお近くの市町村に相談してください。

早期発見により、虐待を未然に防止するためには、皆様のご協力が必要です。虐待かどうかわからないけれども、ご本人が辛い思いをしている様子である場合なども、まずはご相談ください。

障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない（障害者に対する虐待の禁止）」と規定されています。

虐待を受けた障がいのある方は、市町村に届け出ることができます。

また、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した者は、市町村などの関係機関に通報することが義務づけられています。

次のようなことに気がつきましたら虐待行為の疑いがありますので、通報することが必要となります。

- ・ 近所から（障がい者福祉施設や障がいのある方の働いているお店などから）叩く音や叫び声が聞こえる
- ・ 不自然な傷が多い障がいのある方がいる
- ・ 衣服や体がいつも極端に汚れている障がいのある方がいる
- ・ 職場から賃金をきちんともらっていない障がいのある方がいる

通報者のプライバシーは法律で保護されています。その気づきによって大切な命が守られることがあるかもしれませんが、見つけたときは勇気を出して最寄りの市町村に早めにご連絡ください。

【問い合わせ先】

- ・ お住まいの市（区）役所、町村役場 障がい者虐待防止センター窓口
- ・ 北海道障がい者権利擁護センター
（担当：保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ）
電話 011-231-8617
FAX 011-232-4068

障がいー 9 障がいのある方への差別をなくすために

平成25年6月に、障がいのある方への差別をなくすための法律ができ、平成28年4月から施行されました。

「障害者差別解消法」は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある方もない方も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいがあることで、障がいのない方々と違う扱いを受けて困ったり、自分の障がいに合った必要な工夫ややり方をしてもらえないことがないようにするために、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止することなどが規定されています。

禁止事項	具体例
------	-----

<p>不当な差別的取扱い</p> <p>〔・行政、民間事業者【禁止】〕</p>	<p>「障がいがある」という理由だけで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブに入れない ・アパートを貸してもらえない ・車いすを使用しているからといってお店に入れない など <p>ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。</p>
<p>合理的配慮をしないこと</p> <p>〔・行政【禁止】 ・民間事業者【努力規定】〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある方に声だけで話す ・視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読み上げない ・知的障がいのある方にわかりやすく説明しない <p>といったことは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えないこととなります。</p> <p>障がいのある方が困っているときに、その方の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。</p> <p>障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある方に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。</p>

※ 行政とは、国の行政機関及び地方公共団体等のことです。

※ 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者を含みます。

【問い合わせ先】

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ

電話 011-231-4111（内線25-726）

FAX 011-232-4068

障がいー10 身体障害者手帳をお持ちの皆さまへ

平成29年度7月から、身体障害者手帳情報のマイナンバー制度による活用が始まります。

制度の円滑な運用には、手帳情報の正確な登録が不可欠です。

あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳をご確認ください。

次の場合は、「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めのお手続きをお願いします。

○「届出」が必要なもの

1 氏名に変更があったとき	2 同じ市町村内で住所が変わったとき
3 他の市町村から転入したとき	4 お亡くなりになれた方の古い手帳があるとき

○「再交付申請」が必要なもの

何らかの事情で身体障害者手帳を2冊お持ちのとき	
(例) 1 番号の違う2冊の手帳	2 「障害名」「住所」など内容の違う2冊の手帳

こんなときも問い合わせてください。

1 障害程度等が変わったとき
2 手帳を紛失して手元にないとき。
3 手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき。

【届出・手帳の窓口】

お住まいの市町村役場の身体障害者福祉担当課

【問い合わせ先】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課基盤グループ

電話 011-231-4111（内線25-732）

FAX 011-232-4068

心身障害者総合相談所医務課認定係

電話 011-613-5455

障がいー11 『発達障がい』 みなさんにわかってほしいこと

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれに当たるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合もあります。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

障がい特性	特 徴
広汎性発達障害（PDD：pervasive developmental disorders）	自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。
自閉症 （自閉症スペクトラムと呼ばれることがあります（スペクトラムとは「連続体」の意味）。）	次の3つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられます。 ・対人関係の障がい ・コミュニケーションの障がい ・限定した常道的な興味、行動、活動
アスペルガー症候群（Asperger syndrome）	対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通した障害です。明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴いません。
学習障害（LD：Learning Disorders または Learning Disabilities）	全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。
注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）	注意持続の欠如若しくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴です。 以下の3つの症状は通常7歳以前に現れます。 ・多動性（おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手であらうろしてしまったりする。） ・注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある。） ・衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくある。） 思春期以降はこういった症状が目立たなくなるとも言われています。
トゥレット症候群（TS：Tourette's Syndrome）	多種類の運動チックと1つ以上の音声チックが1年以上にわたり続く重症なチック障害です。多くの場合は成人するまでに軽快する方向に向かうと言われています。 ○運動チックとは 突然に起こる素早い運動の繰り返しです。目をパチパチさせる、顔をクシャッとしかめる、首を振る、肩をすくめるなどが比較的好く見られ、時には全身をビクンとさせたり飛び跳ねたりすることもあります。 ○音声チックとは 運動チックと同様の特徴を持つ発声です。コンコン咳をする、咳払い、鼻鳴らしなどが比較的好く見られ、時には奇声を発する、さらには不適切な言葉を口走することもあります。 ※このような運動や発声を行いたいと思っているわけではないのに行ってしまうということがチックの特徴です。 ○吃音[症]とは 一般的には「どもる」ともいわれる話し方の障害です。なめ

	らかに話すことが年齢や言語能力に比して不相応に困難な状態であり、下記ホームページに示すような特徴的な症状（中核症状）の一つ以上があるものをいいます。
--	--

発達障がいを理解していただくためのホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/grp/04/hattatutte.pdf>

障がいー 1 2 『障害者差別解消法 道民フォーラム in 函館』の開催について

広く道民の方々が障がいのある方の権利擁護について理解を深め、障がいのある人もない人もともに暮らせる北海道となるよう、お互いのできることを考えるきっかけとなることを目的として、次のとおり開催する予定です。

【開催日時】

平成29年1月28日（土）13:30 ～ 16:30

【開催場所】

函館市民会館 小ホール（函館市湯川町1-32-1）

【参加対象】

どなたでも参加可能（無料）

【定員】

150名程度

【開催内容】

障害者差別解消法の理念や法律の概要を知っていただき、当事者、支援者などそれぞれの立場から、「障害者差別解消法施行後における変化と今後の課題」をテーマに、パネルディスカッションを開催します。

障がい者保健福祉課ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>